

平成26年11月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

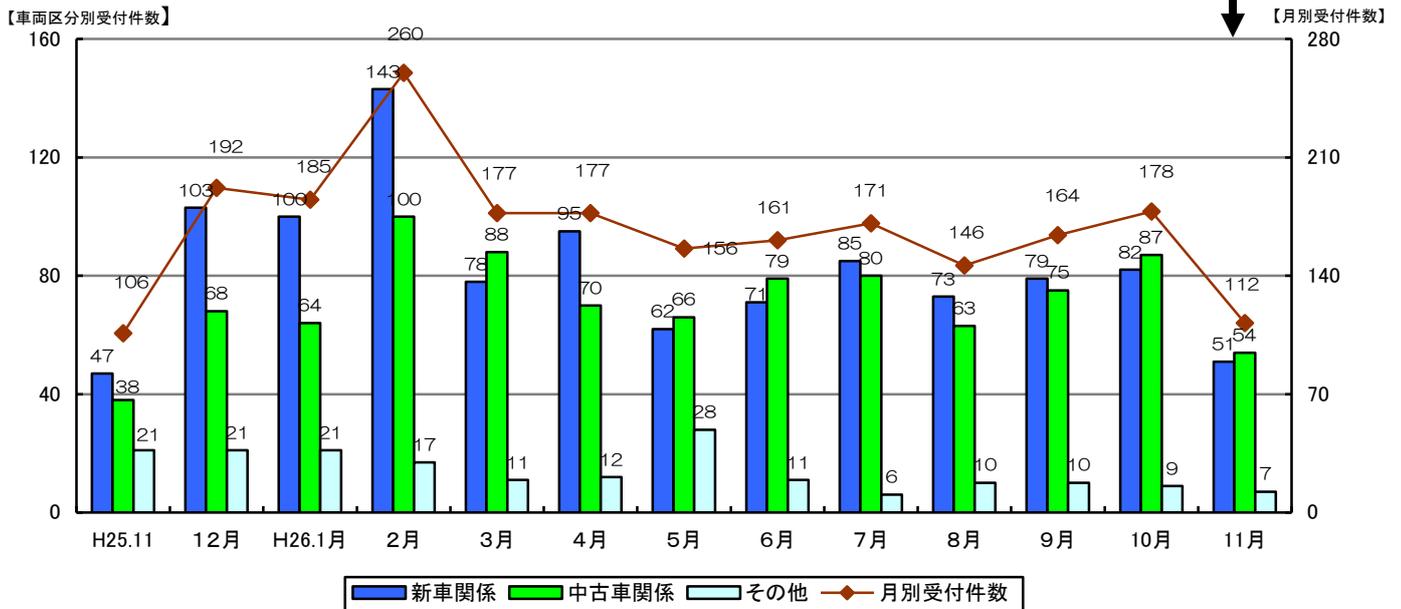
11月度の相談受付件数は計112件で、前月度と比較すると66件減、対前年同月比と比較すると、全体の相談受付件数は微増ですが、中古車関係では16件増（約1.4倍）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの問い合わせが最も多く、全体の約37%を占めています。

【相談者の内訳・平成26年11月】

| | 新車関係 | 中古車関係 | その他 | 計 |
|------------|------|-------|-----|-----|
| 相談者 | 51 | 54 | 7 | 112 |
| 広告代理店等 | 27 | 12 | 2 | 41 |
| メーカー系ディーラー | 11 | 6 | 0 | 17 |
| 自動車関係団体 | 7 | 14 | 1 | 22 |
| 中古車情報誌社 | 3 | 10 | 0 | 13 |
| 中古車専門店 | 0 | 7 | 0 | 7 |
| メーカー | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 新聞社 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| テレビ・ラジオ局 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 1 | 3 | 4 |

【相談受付件数の推移・平成25年11月～平成26年11月】



2. 新車関係

新車の表示では、『価格表示』や『特定事項』に関する問い合わせが多く、その内容としては、ラジオCMにおいて特別価格を表示した場合のその根拠となる販売価格の表示を省略することの可否や、車両の写真を掲載した場合の価格帯のみの表示の可否、燃費の表示方法に関する相談等が寄せられました。

【相談受付状況】

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------|----|-------|------|----|------|
| 表示関係 | 35 | 68.6% | その他 | 3 | 5.9% |
| 景品関係 | 13 | 25.5% | 合計 | 51 | 100% |

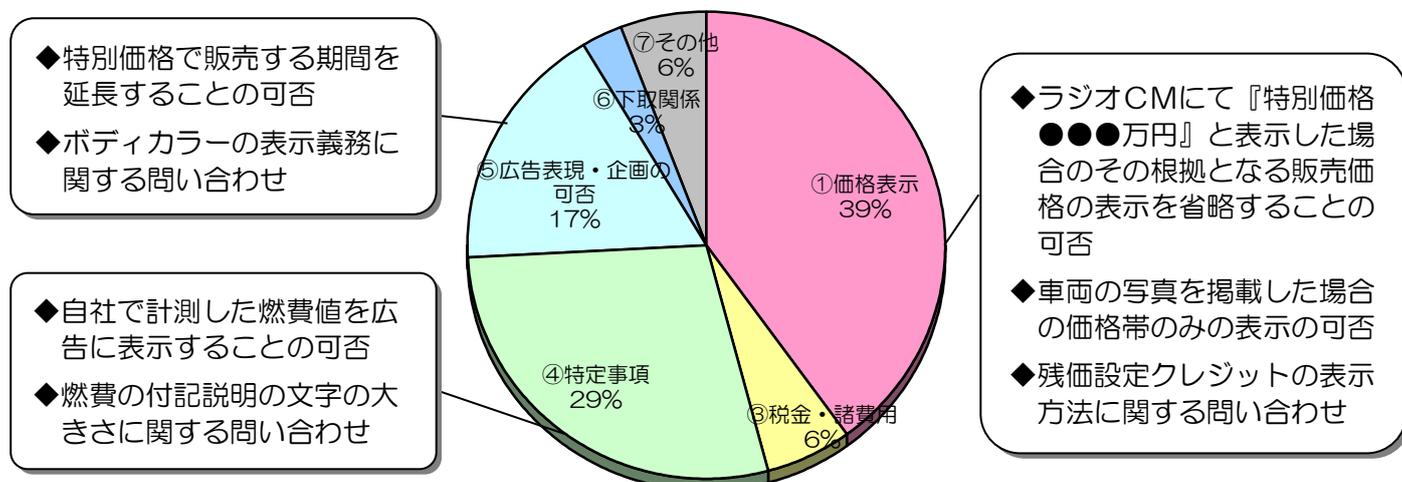
[表示関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|----------------|-----------|--------------|--------------------|-----------|--------------|
| ①価格表示 | 14 | 40.0% | ④特定事項 | 10 | 28.6% |
| 表示方法 | 6 | 17.1% | 燃費 | 5 | 14.3% |
| 付属品・特別仕様 | 1 | 2.9% | 安全・環境（ASV技術） | 1 | 2.9% |
| 値引き表示 | 2 | 5.7% | 写真・イラスト | 0 | 0.0% |
| 支払総額 | 2 | 5.7% | 特別仕様・限定 | 3 | 8.6% |
| 割賦・リース | 3 | 8.6% | その他（受賞） | 1 | 2.9% |
| その他 | 0 | 0.0% | ⑤広告表現・企画の可否 | 6 | 17.1% |
| ②特定用語 | 0 | 0.0% | 広告表現の可否 | 3 | 8.6% |
| 新発売等 | 0 | 0.0% | 企画の可否 | 1 | 2.9% |
| その他 | 0 | 0.0% | 抽象的な問い合わせ | 2 | 5.7% |
| ③税金・諸費用 | 2 | 5.7% | ⑥下取関係 | 1 | 2.9% |
| 消費税関係 | 1 | 2.9% | ⑦その他（各種制度） | 2 | 5.7% |
| その他（軽自動車税、諸費用） | 1 | 2.9% | 合計 | 35 | 100% |

[景品関係の内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------------|----|-------|--------|----|------|
| 総付景品（もれなく） | 5 | 38.5% | オープン懸賞 | 0 | 0.0% |
| 一般懸賞（抽選等） | 7 | 53.8% | その他 | 1 | 7.7% |
| | | | 合計 | 13 | 100% |

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. チラシ広告に掲載した車両の燃費値を表示しますが、併せて当該車種のうち最も低燃費であるグレードの燃費値を目立つように表示したいのですが、問題ありますか？

A. 広告掲載車両よりも低燃費である低グレード車の燃費値を目立つように表示することはできません。広告掲載車両の燃費値を明瞭に表示して下さい。

なお、広告掲載車両の燃費値を明瞭に表示した上で、低グレード車の燃費値を参考として表示することは問題ありません。

Q. 新車を広告する場合、ボディカラーを表示する必要はありますか？

A. 規約では、新車を広告に掲載する場合、ボディカラーを表示する義務はありません。

なお、掲載する車両のボディカラーがオプション（有料色）の場合で、当該車両の販売価格を表示する場合は、オプションを含んだ価格を表示する必要して下さい。ただし、やむを得ず、オプションを含まない価格を表示する場合は、『オプションの内容とその価格』及び『販売価格にはオプション価格が含まれていない旨』を表示して下さい。

Q. 在庫車20台について、11/30まで特別価格で販売する旨を広告したのですが、もし売れ残った場合は翌週まで延長したいのですが、問題ありますか？

A. 期間に限定がある旨を表示した場合は、表示したとおりに実施する必要があります。

『11/30まで特別価格で販売する』旨の表示を見た一般消費者は、当該期間内でなければ特別価格で購入することができないと認識しますし、また、販売店の営業スタッフも、その旨をことさら強調し、期間中の成約を勧めることが考えられます。このようなことを勘案しますと、一旦『11/30まで』と表示しながら延長することは、『11/30までが特別価格』と思い購入したお客様にとっては事実と異なる内容になり、不当表示に該当するおそれがあります。

Q. ラジオCMで『特価●●●万円』と表示した場合、チラシ広告と同様に値引き前の価格も表示しないといけませんか？

A. ラジオCMにおいても、『特価』等価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠となる販売価格（値引き前・値引き後の価格）を表示する必要があります。

3. 中古車関係

中古車の表示では、『価格表示』や『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせが多く、その内容としては、登録済未使用車の走行距離数の表示方法に関する問い合わせや登録済未使用車を広告掲載する場合の新車カタログの写真を使用することの可否に関する相談など登録済未使用車に関する相談が多く寄せられました。

【相談受付状況】

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------|----|-------|------|----|-------|
| 表示関係 | 44 | 81.5% | その他 | 6 | 11.1% |
| 景品関係 | 4 | 7.4% | 合計 | 54 | 100% |

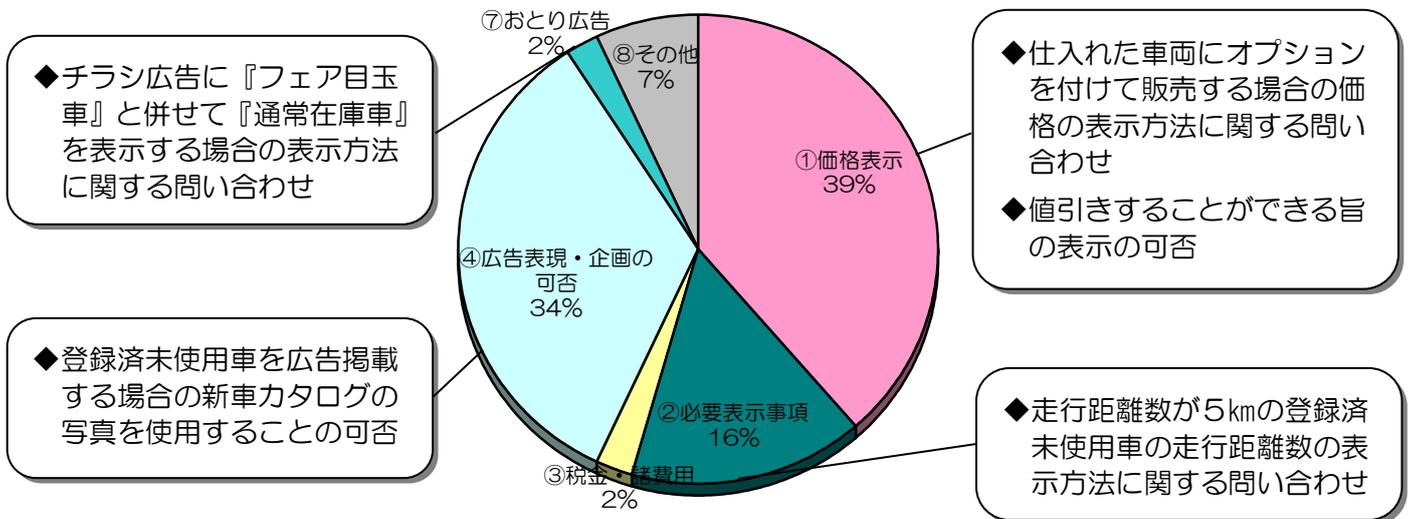
[表示関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------------|----|-------|-------------|----|-------|
| ①価格表示 | 17 | 38.6% | ③税金・諸費用 | 1 | 2.3% |
| 表示方法 | 8 | 18.2% | 消費税関係 | 1 | 2.3% |
| 値引き表示 | 2 | 4.5% | その他 | 0 | 0.0% |
| 支払総額 | 2 | 4.5% | ④広告表現・企画の可否 | 15 | 34.1% |
| 割賦・リース | 2 | 4.5% | 広告表現の可否 | 13 | 29.5% |
| その他（特別仕様等） | 3 | 6.8% | 企画の可否 | 1 | 2.3% |
| ②必要表示事項 | 7 | 15.9% | 抽象的な問い合わせ | 1 | 2.3% |
| 走行距離数 | 1 | 2.3% | ⑤下取・買取関係 | 0 | 0.0% |
| 保証の有無 | 2 | 4.5% | ⑥特定の車両状態 | 0 | 0.0% |
| 定期点検整備実施状況 | 3 | 6.8% | ⑦おとり広告 | 1 | 2.3% |
| その他（使用区分） | 1 | 2.3% | ⑧その他（最上級等） | 3 | 6.8% |
| | | | 合計 | 44 | 100% |

[景品関係の内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------------|----|-------|--------|----|-------|
| 総付景品（もれなく） | 1 | 25.0% | オープン懸賞 | 0 | 0.0% |
| 一般懸賞（抽選等） | 2 | 50.0% | その他 | 1 | 25.0% |
| | | | 合計 | 4 | 100% |

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 走行距離数が5kmの登録済未使用車を広告したいのですが、規約では走行距離数は千km未満を四捨五入して表示するものとあるので、『0km』と表示すればいいですか？また、『未走行』と表示しても問題ないですか？

A. 規約では、走行距離数が千km未満の車両の場合、展示時点の走行距離計の表示値（実走行キロ数）を表示することとなっていますので、『0km』や『未走行』と表示することはできません。

Q. 登録済未使用車をチラシ広告に掲載する場合、新車のカタログの写真を使用することはできますか？

A. 中古車は特定物売買となりますので、実際に販売する車両の写真を使用する必要があります。したがって、同車種・同グレードの車両であっても、新車のカタログの写真を使用することはできません。

Q. 当社では、ホームページに在庫車を掲載していますが、売約済みの車両であってもキャンセルになることがあるので、納車するまでは掲載しているのですが、問題ないですか？

A. ホームページに掲載した当該在庫車は、『販売することを申し出ている中古車』ですので、売約済み等の理由により、販売することができない車両を掲載することはできません。掲載した在庫車は、販売することができなくなった時点で速やかに掲載をやめる必要があります。

Q. 週末2日間のフェアのチラシ広告を作成していますが、フェアの目玉車と併せて通常の在庫車も掲載する場合、どのような点に注意すればいいですか？

A. フェアのチラシ広告に通常の在庫車を掲載する場合は、以下のような方法により、『フェアの目玉車』と『通常の在庫車』を明確に区別することが必要です。

①「フェアの目玉車と比べ小さく取扱い、枠を設けて区切って掲載する」等、一目でフェアの目玉車とは異なることが分かるように区別する

②上記①の方法によって区別した上で、通常の在庫車には、「●月●日時点の在庫車である旨」を強調して表示するとともに、その直近に「売約済みとなる場合があるので、詳しくは店舗に尋ねられたい旨」を明瞭に表示する

([おとり広告を未然に防止するための表示方法についてはこちらをご参照下さい](#))